

(様式第2号)

# 会 議 録

令和5年11月17日作成

会 議 の 名 称	第1回島本町立地適正化計画策定委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和5年10月13日(金)午後2時～3時30分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	都市創造部 都市計画課	傍聴者数	8名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	/		
出 席 委 員	田中委員、三角委員、矢田委員  【事務局】 高岸副町長 都市創造部 名越部長、佐藤次長、今井課長、 森鎌参事、奥田係長、永井主査		
会 議 の 議 題	1. 会長・副会長の選出について 2. 会議の公開について 3. 立地適正化計画とは 4. 解決すべき課題と計画の方向性 5. その他		
配 付 資 料	「第1回島本町立地適正化計画策定委員会次第」、「配席図」、「島本町立地適正化計画委員名簿」、「資料1 立地適正化計画とは」、「資料2 解決すべき課題と計画の方向性」 「上位・関連計画に係る資料」、「都市現況に係る資料」「島本町立地適正化計画規則」、 「島本町立地適正化計画の会議の公開に関する要綱」、「審議会等の会議の公開に関する指針」、「島本町立地適正化計画策定委員会傍聴要領」		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

発言者	審 議 内 容 (文中敬称略)
司会	<p><b>1 開会</b></p> <p>委員のみなさまがお揃いになられましたので、只今より、第1回島本町立地適正化計画策定委員会を開催いたします。</p> <p>委員のみなさまにおかれましては、何かとお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>私は、本日の司会を担当いたします、都市創造部都市計画課の森鎌でございます。よろしくお願いいたします</p>
司会	<p><b>◆ 会議の成立について</b></p> <p>本日の協議会の出席についてご報告いたします。第1回島本町立地適正化計画策定委員会委員5名のうち、本日は3名出席いただいております。「島本町立地適正化計画策定委員会規則」第5条第2項の規定により、2分の1以上の委員の方が出席いただいておりますので、本日の会議は成立いたしておりますことを報告いたします。</p>
司会	<p><b>◆ 会議の進行について</b></p> <p>会議中での発言に際しましては、挙手いただいた後、目の前にありますマイクのボタンを押していただいてからご発言いただき、発言が終わられましたら、もう一度ボタンを押していただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議の開催にあたりまして、副町長の高岸から一言ご挨拶申し上げます。</p>
副町長	<p><b>2 副町長あいさつ</b></p> <p>ただいまご紹介にあずかりました副町長の高岸でございます。本来であれば町長の山田からご挨拶申し上げますところではございますが、体調不良により、欠席することとなりましたことから、代読させていただきます。</p> <p>第1回島本町立地適正化計画策定委員会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日は、委員のみなさま方におかれましてはご多忙のところ、ご出席賜り、誠にありがとうございます。また、本委員会の委員を快くお引き受けいただき、心より感謝申し上げます。</p> <p>本町は、北摂山系の森林、淀川・水無瀬川などの風光明媚で豊かな自然を残しながらも、大阪市と京都市のほぼ中間に位置し、高い交通利便性と良好な住環境を形成しています。</p> <p>こういった背景から、近年は大型マンションなどの大規模な住宅開発が進んでおり、ここ数年は人口が増加傾向にあるものの、長期的にみると今後人口減少や少子・高齢化が進んでいくものと予測しております。</p> <p>そのため、本町が、今後、住民のみなさまにとって良好な住環境のもと、住み続けたいと思われる町としてあるために、医療・福祉・商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造の見直しを図り、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。</p> <p>委員のみなさまにおかれましては、各分野で培われた豊富な経験や知識を活かしたご意見を賜りたいと考えておりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>

	<p>以上、簡単ではございますが、島本町立地適正化計画策定委員会の開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくようお願い申し上げます。</p> <p><b>3 委員自己紹介・事務局紹介</b></p> <p>司会 高岸副町長ありがとうございました。副町長におきましては、他の公務の都合により、こちらで退席させていただきます。</p> <p>続きまして、本日は第1回目の委員会ですので、委員の皆様から一言ずつ自己紹介をお願いします。おかけになったままで結構ですので、事務局側に向かって右側の田中様より、順にお願いいたします。</p> <p>委員 大阪産業大学の田中です。よろしくお願いいたします。</p> <p>委員 公募委員の三角です。よろしくお願いいたします。</p> <p>委員 大阪府茨木土木事務所の矢田です。よろしくお願いいたします。</p> <p>司会 ありがとうございます。なお、大阪保育福祉専門学校の植田様、島本町商工会の谷口様におかれましては、所要のためご欠席される旨、事前にご連絡をいただいておりますので、この場で報告いたします。</p> <p>続きまして、事務局の紹介でございます。</p> <p>(事務局あいさつ)</p> <p><b>4 資料の確認</b></p> <p>司会 案件に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>まず、事前にお配りしている資料といたしまして、第1回島本町立地適正化計画策定委員会次第、配席図、島本町立地適正化計画委員名簿、資料1 立地適正化計画とは、資料2 解決すべき課題と計画の方向性、参考資料として、上位・関連計画に係る資料、都市現況に係る資料。</p> <p>本日お配りした資料としまして、島本町立地適正化計画規則、島本町立地適正化計画の会議の公開に関する要綱、審議会等の会議の公開に関する指針、島本町立地適正化計画策定委員会傍聴要領の4点を1つに閉じたものをご用意しております。</p> <p>以上資料に不足等ありませんでしょうか。</p> <p><b>5 案件</b></p> <p><b>(1) 会長・副会長の選出について</b></p> <p>司会 続きまして、案件に入ります。</p> <p>まず、案件1の「会長・副会長の選出について」でございますが、資料の「島本町立地適正化計画策定委員会規則」をご覧ください。第4条第1項の規定により、会長一人、副会長一人を置き、委員の互選により選出していただくこととなっております。いかが取り計らいさせていただきます。</p>
--	--

	<p>きましようか。</p>
委員	<p>事務局の案はありませんか。</p>
司会	<p>事務局案はとのご意見をいただきましたので事務局案を述べさせていただきます。 会長には大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科の田中様に、また、副会長には、本日も欠席されておりますが、事前にご承諾をいただいております、大阪保育福祉専門学校の植田様をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
司会	<p>異議なしとのご発言をいただきましたので、会長に田中様に、また、副会長には植田様を選出することとして拍手をもってご承認いただきたいと思います。と存じます。</p> <p>(拍手)</p>
司会	<p>ありがとうございます。それでは一言就任のご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>会長就任にご承認いただきまして、ありがとうございます。私、都市計画審議会の委員も務めておりまして、立地適正化計画については将来的なまちづくりにも大きく関わってくるということで、重要な計画と認識しておりますので、忌憚のないご意見を頂けたらと思います。よろしくお願いたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、島本町立地適正化計画策定委員会規則第5条第1項によりまして、会長が議長に就任されます。</p> <p>議長、議長席にお移りいただけますでしょうか。</p> <p>(会長が議長席に移動)</p> <p>これからの案件の議事進行につきまして、議長よろしくお願いたします。</p>
議長	<p><b>(2) 会議の公開について</b></p> <p>それでは、早速ではございますが、案件に入ります。</p> <p>案件2の「会議の公開について」ですが</p> <p>本日、傍聴の申出がありますでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。傍聴の申出が8件ございます。</p>
議長	<p>只今事務局よりありましたとおり、傍聴の申出があるようです。</p>

	<p>つきましては、島本町立地適正化計画策定委員会の会議の公開に関する要綱に基づき、案件2 「会議の公開について」、傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。では、許可しますので、どうぞ入室してください。</p> <p>(傍聴者入室)</p>
議長	<p><b>(3) 立地適正化計画とは</b></p> <p>傍聴者が入場されましたので、会議を続けてまいります。</p> <p>案件3 「立地適正化計画とは」について事務局から説明を願います。事務局からの説明の後、皆様の議論をお願いいたします。</p>
事務局	<p><b>&lt;資料説明&gt;</b></p> <p>それでは、説明をさせていただきます。お手元にある資料1をご覧ください。</p> <p>本日は専門の方だけではなく、一般の方もいらっしゃいますことから、立地適正化計画とはなんなのかということからご説明させていただけたらと思います。</p> <p>1 ページをご覧ください。立地適正化計画の制度創設の背景ということですが、日本の人口は減少傾向にあり、高齢化も進行しているという中で、これからのまちづくりはできるだけコンパクトに、そして、公共交通によって、ネットワークを結ぶといったコンパクトプラスネットワークといった考えによって進める必要があるといわれています。そういった中で平成26年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化制度が創設されました。</p> <p>ではコンパクトプラスネットワークとは何なのかということですが、2 ページをご覧ください。左側の図が現状を示し、右側の図がこれからの姿を記載しています。</p> <p>これまでは人口が増えることを前提としたまちづくりでした。よって、市街地が大きくなっている状況でしたが、今後は人口が減っていくことを見据えたまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>これからの姿というところを見ていただきたいのですが、これからはできるだけ利便性が高い、つまり、駅などの公共交通の周りに都市機能をできるだけ誘導して、それらの拠点を公共交通で結んで、公共交通の周辺に人が住むといった都市構造に、広がってきた町をコンパクトにしていこうといった考え方が必要ではないかということで、コンパクトプラスネットワークという考え方があります。</p> <p>次に3 ページをご覧ください。このコンパクトプラスネットワークの考え方を立地適正化計画という制度に落とし込んできているのですが、立地適正化計画で何を計画していくのかということですが、先ほど申しました、駅などの公共交通の周辺、そういったところに都市の機能を誘導する、都市機能誘導区域を設定します。また、公共交通軸周辺に住んでいただく居住誘導区域というものを設定します。これらを市街化区域内部に設定することで、今後拡散していく都市をコンパクトなまちに誘導していこうというのが計画の制度の趣旨です。</p>

次に4ページをご覧ください。では島本町でこのような計画を作る理由を示させていただきます。

下の図の左側には将来人口推計を記載しております。島本町の人口については、令和7年までは増加していくものと予想されておりますが、その後は徐々に減少していきます。また、年齢3区別人口の将来推計ですが、高齢者が33パーセントになると、いわゆる高齢化社会を迎えようとしています。人口が減少しますと、税収の減少や、高齢化により社会保障費も増加します。最近ではインフラの老朽化への対応も困難になるといわれておりますので、長期的な視点で、将来を見据えたまちづくりが必要と考えております。

次に5ページをご覧ください。立地適正化計画を作ることで、どういったよいことがあるのかについて示しております。右上の図が診療所や病院、老人ホーム、食品スーパーといった都市機能を維持するにはどれくらいの人口規模がないと維持できないかといったことを示しております。今後人口が減っていくと、人口密度が減っていきます。そうすると、食品スーパーなどを場合によっては閉鎖しないといけなくなっていきます。それを避けていくためにも、できるだけ、集約して住んでいくということが必要とされています。

それから、下の図では横に人口密度、縦軸に一人当たりの行政コスト、歳出額を記載しています。人口密度が高くなればなるほど、一人当たりの歳出額が少なくて済む、効率的なまちが出来上がりますということを示しております。ですので、今後人口が減って人口密度が少なくなれば、行政コストがかさんでいき、持続可能なまちづくりに反するような動きが出ていきます。よってコンパクトなまちづくりを進めていくことで、住民の生活利便性や生産性の向上、行政コストの削減を図っていくことが狙いです。

次に6ページに今までの計画とどのように違うのかを示しています。これまでの都市計画では、人口が増えることが前提だったので、無秩序に開発が行われないように、ここに人が住みましよう、ここに商業施設をもってきましたましよう、工場を配置してきましたましようといった土地利用をコントロールすることやここに道路を整備してきましたましよう、役所を設けましたましようといった都市施設を整備するといったことを計画してきたのが、これまでの都市計画です。

しかしこれから人口が減っていく中でどういった視点が必要かという、コンパクトなまちづくりをしていくために、都市機能をどこに集積していく必要があるか、居住するにもどこに住んでいけばいいのかといったことを考えていく、これまでと違った視点が必要です。これについて考えていくのが、今回の計画です。

次に7ページをご覧ください。立地適正化計画については法定計画になります。そして7ページに示しているような8つの項目について計画で定めることとなっております。今回の委員会は5回を予定していると聞いており、今回の委員会では最初の①と②を③、④、⑤を次の委員会で⑥、⑦、⑧を第3回の会議において議論を予定しております。補足になりますが、立地適正化計画をほかの自治体で作っているのかということですが、全国でおよそ30%、504都市が作成しているという状況です。また、大阪府内では、約半分の22都市が作成公表を行っております。

次に9ページをご覧ください。立地適正化計画というのが島本町の中でどのような位置づけになるのかということですが、昨年度、改訂された都市計画マスタープラン、これと一体となって、運用するものをご理解いただけたらと思います。

次に10ページをご覧ください。立地適正化計画の対象区域ですが、都市計画区域、行政区全

	<p>域を対象とします。そして計画期間ですが、今後 20 年間ですので 2044 年を目標として、策定するものです。</p> <p><b>&lt;意見交換&gt;</b></p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいま事務局から説明のありました、案件 3「立地適正化計画とは」についてご質問、ご意見ありましたらよろしく願いいたします。</p>
委員	<p>島本町では今後人口が減少するとの説明で、資料 1 の 4 ページでは 2060 年までの人口推計が示されていますが、これによると令和 7 年から減少傾向になるということですか。</p> <p>また、参考資料 2 の 2 ページでは令和 2 年の DID が 90.7 人/ha ということですが、これは住民にとって問題ない数値ですか。</p>
事務局	<p>人口については、資料 1 の図に示しているとおおり、推計では現状より減少していく予測となっております。</p> <p>DID については、国勢調査の結果によると、令和 2 年の全国平均は 66.72 人/ha、大阪府では 91.5 人/ha となっており、全国平均は上回っていますが、大阪府の平均値に対してはやや下回っております。</p> <p>人口密度の維持・上昇によるメリットとしましては、生活利便性の維持や行政サービスの効率化等が挙げられますが、一方で交通渋滞発生等のデメリットもあって考えております。</p> <p>現状の住民の皆様の意見としまして、まちがコンパクトにまとまっていて生活しやすい、道路における渋滞を解消してほしいといった意見があります。こうした事象が発生するのは人口密度が要因の一つと考えられますが、それ以外の住環境等の様々な状況等も踏まえ総合的に検証する必要があると認識しております。よって、計画の策定に際しましては人口密度や他の要因にも留意しながら検討を進めたいと考えております。</p>
議長	<p>資料 1 の 3 ページに立地適正化計画制度の一般的なイメージ図がありますが、島本町は市街化区域とそれ以外の区域の関係についてどのように考えていますか。</p>
事務局	<p>立地適正化計画で扱うのは基本的に市街化区域の部分で、その区域内に居住誘導区域や都市機能誘導区域を定めるものとなっております。ただ、島本町には区域外に大沢や尺代など住民が住んでおられる地域もありますので、今回の計画策定において、こうした地域をどのように位置づけていくかについても、検討していきたいと考えております。</p>
委員	<p>市街化区域内外に関わらず検討していくということですか。</p>
議長	<p>基本は都市計画区域内の市街化区域が対象になりますが、人口を集中させるとしてもどこから集中させるかといったこと等もあり、影響を受ける周辺地域にも目を配ることが必要になるという答弁でした。</p>

その他、ご質問等ありませんでしょうか。無いようですので、引き続きまして、案件4「解決すべき課題と計画の方向性」について事務局から説明を願います。

#### (4) 解決すべき課題と計画の方向性

事務局

資料2をご覧ください。計画により解決すべき課題として5つの課題を整理させていただきました。また、併せて参考資料1をご覧ください。目次をご覧くださいますと、第五次島本町総合計画が令和2年に策定されており、それらを踏まえていることと、3段目にあります、北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる区域マスタープランの考え方も踏襲しながら、検討してきました。

次に参考資料2をご覧ください。都市現況の整理ということで、島本町の現在の状況、今後の町内の人口や各種データ等を踏まえて整理したものです。目次にありますように、人口から財政まで整理・分析をしました。

1ページをご覧ください。人口の推移を示しております。島本町では平成2年まで人口が増加してきて、近年は横ばい、ないし多少の増減が生じているところです。

次に5ページをご覧ください。現状の推移と今後の開発の動向を見据えますと将来人口としましては、令和7年をピークに人口が増加していくものと予想しています。その後人口が減少していくものと予想しています。

次に7ページをご覧ください。現在の人口と将来の人口の人口密度分布図を示しております。左の図が令和4年現在の人口密度分布図で、図からもわかりますように、大部分が市街化区域内に人口が集中しています。それが右の図、20年後の令和27年の人口密度分布図を表していますが、令和4年時点で色が濃かった部分が薄くなっているのがわかると思います。これが人口減少を表しているのですが、8ページを見ていただくとより分かりやすくなっております。

8ページの図は令和27年から令和4年を差し引いた差分をとったものです。赤く塗っているところが人口の増えるところで、ブルーに塗っているところが人口の減っているところです。土地区画整理事業が行われている西側については人口が増加している一方で全体としては人口が減っているのがわかると思います。特に駅周辺の旧市街地部分が減っていることがわかります。

次に11ページをご覧ください。老年人口割合の分布図を掲載しております。事務局から説明がありましたように、ほとんどの人口が市街地部分に集中している一方で大沢や尺代にも居住があることがわかります。また、高齢化の進行については、市街化調整区域のほうが大きく、大沢や尺代については80%以上が高齢者というのが現状です。今後これらをどのように考えていくのが課題と考えております。

次に18ページをご覧ください。島本町の都市機能、都市施設の分布状況を整理したものです。ここからわかるのものとして、学校や子育て施設、医療施設、スーパーマーケットなどの身近にありよく利用する施設というのが、市街化区域に広く分布しているということ、一方で大規模商業施設や文化施設、役所関係については駅周辺に集まっているといった傾向がうかがえます。また、大切な点としてこれらの施設のほとんどが市街化区域に集中してい



るということです。

次に 30 ページをご覧ください。中ほどの図、こちらは公共交通を整理したもので、鉄道やバスの路線図です。赤い点がバス停の位置を示しています。色分けをしているところのうち、緑のところは比較的公共交通が便利な地域、バスなどですと、1日に十数本走っている地域です。一方でピンクのところはバスが通っているものの、1日に数本程度しか走っていないところ、白いところは現在公共交通が走っていないところです。

次に 35 ページをご覧ください。こちらには災害ハザードの図面を掲載しています。35 ページの左の図面が淀川が氾濫した時、右側が水無瀬川が氾濫した時の浸水区域を示しています。市街化区域の半分が浸水区域に指定されていることがわかります。

次に 42 ページをご覧ください。こちらが土砂災害系のハザードエリアがかかっている地域を示しております。市街化区域の縁辺部、山地との境界に集まっているのと、山間部の集落地域に土砂災害系の危険エリアが指定されていることがわかります。

次に 46 ページをご覧ください。こちらは都市計画マスタープランで実施したアンケートの結果を載せています。回答が多かったものとして、買い物や日常生活が便利なまち、静かで落ち着いたまちなみといったことが将来のまちづくりとして支持されていますが、特に子育て環境が整い、教育・保育施設や公園が充実した、子育てしやすいまちづくりというのが子育て世代の支持が高い、これから住宅都市をめざしていく意味で、子育ての環境が重要であるところからうかがえると思います。

資料 2 に戻りまして 2 ページをご覧ください。課題 1 の「人口減少、少子・高齢化を見据えた適切な都市構造の構築」について、先ほどから話しておりますように、将来、人口減少や高齢化の進展が予想されています。また、市街化区域の人口密度は 20 年後には 76.46 人/ha まで減っていくと予想されます。

次に 3 ページをご覧ください。人口密度の分布図の市街化区域を拡大して掲載しております。丸く書いたところが島本駅と水無瀬駅の間を中心市街地部分です。この地域の人口の減り方についてはほかの地域と比べて大きくなると予想しています。つまりいわゆる都市の空洞化、スポンジ化がまちの中心部分から進行していくことが今後予想されています。また 4 ページには老年人口の割合分布を掲載しており、旧街道部分を中心として高齢化が進んでいくことがわかります。

以上のことから課題に書いておりますように、中心市街地においては、地域の魅力を高める施策やあき地などの有効活用施策などを推進し、市街化区域全体としてはコンパクトなまちづくりを進めていく必要があると考えております。

次に 5 ページをご覧ください。一方で「山間部集落地域への対策」を 2 つ目の課題としてあげました。少子高齢化については、山間部地域のほうが顕著に進んでおります。高齢化率が 80%を超える地域も見受けられます。

次に 6 ページの図をご覧ください。福祉施設や公共交通の図を掲載しておりますが、都市機能が集積したり公共交通が走っているのは市街化区域であることから、今後の課題として、高齢者が増えている山間地域の集落地域をどうやって維持していくかを考えていく必要があるとしてあげています。

次に 7 ページをご覧ください。課題の 3 つ目として、「住民ニーズの高い子育てしやすいま

ちづくり」をあげています。7ページ右側に先ほど説明した都市計画マスタープラン改訂時のアンケート結果を掲載しています。また、8ページに近年の年齢別転入・転出の状況のグラフを掲載しております。青いグラフが転入で赤いグラフが転出を表しており、20代・30代の転入・転出が多くなっています。そこからも島本町は子育て世代が出たり入ったりしていることがわかります。今後住宅としての魅力向上の面からも子育てしやすいまちづくりの推進が必要と考えております。

次に9ページをご覧ください。「高齢化等に伴う財政支出増加への対策」を課題として示しております。掲載しているグラフについてはここ20年程度の島本町の歳出の状況を示しています。オレンジ色に塗られている扶助費の箇所から高齢者が増えることで扶助費の割合が増えていることがわかります。

次に10ページをご覧ください。公共施設の将来の更新・改修費用に関するグラフを島本町公共施設総合管理計画から抜粋して掲載しています。島本町では昭和40年代後半から50年代にかけて公共建築物を中心に整備がされています。ですので、今後、維持管理や大規模改修の時期が迫ってまいりました。また、今後年間平均15.6億の支出が必要となってくる見込みです。人口減少に伴って、自主財源が低下していく一方で、社会保障費や公共施設の維持管理費の増加の財政支出をどのように抑えていくかを考えていく必要があると考えております。

次に11ページをご覧ください。課題の5つ目として、「ハザード区域居住者への安全・安心対策」をあげています。11ページには淀川が氾濫した場合と土砂災害の危険のある区域の分布図を示しております。計算しましたところ、全人口の64%が何らかのハザードエリアに居住していることがわかりました。

また、12ページに高齢者人口密度と浸水深のデータを掲載しています。浸水区域がかかっているところは特に高齢者が多いところのように見受けられます。そういったところからもハザードエリアに住まわれている方の安全・安心対策を考えていくことが重要なポイントと考えられます。以上のことを踏まえまして13ページと14ページに計画のまちづくり方針と誘導方針を載せています。子どもから高齢者までの幅広い方々を対象にいかに生き生きと末永く住み続けられるまちづくりをしていくか、同時に、便利で安全・安心なまちづくりが必要ではないかということで方針を定めております。

次に誘導方針ですが、先に16ページをご覧ください。島本町都市計画マスタープランに掲載している、都市構造図を抜粋しており、JR島本駅と阪急水瀬駅を結ぶ区間をかこっている枠については町の中心市街地ゾーンとして位置づけられております。次に、黄色く塗られた地域が一般の方が住む地域として、市街地ゾーンとして位置づけられております。そして緑に塗られた地域が緑の環境ゾーンとして位置づけられております。これらの構造を踏まえながら方針を考えました。

改めて14ページをご覧ください。まず、中心市街地の部分につきましては、都市機能の集約による便利でにぎわいのある拠点づくりをしていこうと考えております。広域的に利用する都市機能をできるだけ中心市街地に誘導し、利用しやすい、活性化を図りやすい取組を推進したいと考えております。

次に公共交通と徒歩で暮らせる、子育てしやすく便利で健康的なまちづくりを入れました。公共交通の徒歩圏域を中心として、居住の誘導を図っていこうと考えております。そして、公

	<p>公共交通と徒歩で生活が送れるような、歩きたくなる健康的なまちづくりを作っていきたいと考えております。</p> <p>次の方針ですが、方針 1 と 2 が市街化区域にどうやって人を誘導していくかといった方針でしたが、山間部の集落地域をどうしていくのかということがあります。現在、集落地域において、人々の生活が営まれておりますので、そこを無視するわけにはいきませんので、持続可能な集落地域づくりということで今後考えていこうとしているところです。高齢者の生活を維持していくとともに、公共交通に関しては、尺代まではバスが、ほかの地域はデマンドタクシーという扱いにはなりますが、今後一定維持を図っていくということが必要ではないかと考えております。</p> <p>そして 4 つ目が災害に強い安全・安心という視点です。島本町についてはほぼ全域がハザードエリアにかかっているということもありますので、すべてを完全に安全にするというのは難しいかもしれませんが、災害が起こった際に被害を最小限に抑えられるかについて、ハード・ソフトの面で対策をしていくかが必要ではないかということを上げました。</p> <p><b>&lt;意見交換&gt;</b></p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました、案件 4「解決すべき課題と計画の方向性」について質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>資料 2 の 11 ページにハザード区域に関する図がありますが、次回以降には市街化区域だけで大丈夫ですので、もう少し詳細の図を掲載して欲しいです。また、資料 2 の 9 ページの「歳出額の推移」のグラフで、令和 2 年度だけ「その他」と「投資的経費」が突出していますが、何か理由はありますか。</p>
事務局	<p>資料 2 の 9 ページのグラフの令和 2 年度だけ歳出額が大きく伸びているのはコロナ感染対策のためで、コロナ感染対策の費用は「その他」の部分に含まれています。この年は国からかなり大きな額の補助が入ってきており、歳入も歳出も増えております。</p>
議長	<p>令和 2 年の歳出が全体的に増えていると見受けられ、その中でもその他がもっとも増えていると見えるのですが、コロナ対策費はその他の部分に含まれるということで間違いはないですか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりです。</p>
議長	<p>資料 2 の 14 ページの方針 4 に「災害リスクや避難方法の周知に努める」という記載がありますが、現状では災害リスクについてハザードマップ等が出されていると思います。それらを住民の皆さんにどのように周知していますか。</p>
事務局	<p>雨水期に広報誌で特集を組んだり、ハザードマップの内容を記事として掲載したりするなどし</p>

	<p>て周知を図っています。また、ハザードマップは定期的に更新していますので、更新した際には広報誌との同時配布により住民の皆様に行き渡るようにして周知を行っております。</p>
議長	<p>周知に努めているのはわかりましたが、それだけでは住民の理解には直結していないかもしれません。災害リスクに関してきちんと理解しているかについて調べてみてはどうかと思いました。</p>
委員	<p>町域の空家率や空家の分布状況はわかりますか。</p>
事務局	<p>参考資料2の16ページに空家の状況を示しており、図25が空家数と空家率の推移を示しております。オレンジ色の部分が総住宅数で近年徐々に増加しており、それに伴って空家数も増えている状況です。その下の図は空家の概略位置図です。平成31年に島本町で空家の実態調査を行っており、その際に空家として認められたものの分布状況を示しております。ここから空家が市街化区域全体に点在していることがわかるとおもいます。その中で特徴を挙げるとすれば、JR島本駅と水無瀬駅間の旧街道が通っているところは、古くからの住宅が多いので、その辺りに空家が集まっている傾向にあると考えております。</p>
委員	<p>島本町での空家対策の進捗状況はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>本町でも空家等対策計画を策定しており、この計画に基づいて空家の事業について推進しております。また、空家について窓口での相談や電話による通報等があった際には、職員が実際に空家の状況を確認し、状況に応じて所有者に通知を送付するなどにより、空家の適正管理に繋がるように働きかけております。</p>
議長	<p>代執行を行うような事案はありますか。</p>
事務局	<p>現状で代執行にかかる事案は発生しておりません。しかしながら、条例や規則によって空家等対策協議会を設置できるようにしておりますので、仮に代執行が必要な場合には、協議会にその案件を諮り、対応について協議をした上で進めていきたいと考えております。</p>
議長	<p>現状ではそれほど危険度の高い空家がないということですか。</p>
事務局	<p>空家等対策計画を策定する際に、町内の空家について危険度判定を実施し、危険度が高く解体が必要と認められた空家が1件存在しております。この空家については所有者に連絡をとり、解体してもらうように協議を進めているところです。</p>
議長	<p>公共交通について。全国的に路線バスの廃止が進む傾向が見られるが、島本町の路線バスはどのような状況ですか。</p>
事務局	<p>現在、阪急バスが主に運行しており、特に路線を廃止するという話は出ておりません。ふれ</p>

	<p>あいバスの利用者数については、参考資料2の32ページに掲載しており、コロナ禍の影響で令和元年～3年のところで減少していることがわかりますが、それまでは横ばいで推移しており、一定の利用が確保されていた状況です。そうしたことから、ふれあいバスについても廃止の予定は現状ありません。</p>
委員	<p>参考資料2の33ページの年間商品販売額のグラフについて。平成24年から平成26年に倍以上増加しており、その後平成28年には減っていますが、原因はわかりますか。</p>
事務局	<p>何らかの影響で販売額が増えたというのではなく、このタイミングで統計の集計方法が変更されている可能性があり、それがデータ上に反映されたと考えております。また、これについて注意書きとして図の下部に記載させていただいております。</p>
委員	<p>資料2の10ページの歳出のところで、ふれあいセンターや小中学校の建替え予定が挙げられています。町立体育館もかなり老朽化していますが、建替え予定はありませんか。</p>
事務局	<p>町立体育館は指摘のとおりかなり老朽化しており、今後について検討しているところですが、借地に建っているため、別の町有地に新築する方向を考えております。</p>
議長	<p>資料2の5ページに「山間部集落地域の人口推移」の記載がありますが、この地域でも空家は出てきているのでしょうか。それとも世帯数は減っていなくて空家は発生していない状況ですか。</p>
事務局	<p>尺代、大沢地域の空家については、参考資料2の16ページの図26に示しているとおり、中央辺りに数件の空家が確認されている状況です。しかしながら、これは平成30年時点のデータであるので、それ以降に取り壊された空家もあるが、尺代地域には数件の空家が確認されております。</p>
議長	<p>先ほど委員より指摘のあった、資料2の11ページのハザード区域について、より詳細の図を次回に出してもらいたいと考えております。また、用途地域の図も出してもらえればと思います。引き続きまして、案件4「その他」について事務局から説明を願います。</p>
事務局	<p><b>(4) その他</b> 案件5「その他」ですが、次回の会議の開催については1月ごろを予定しております。</p>
田中議長	<p>委員の皆様から何かありますでしょうか。 特に無いようですので、以上で、本日予定しておりました第1回島本町立地適正化計画策定委員会の案件をすべて終了させていただき、進行を司会にお返しします。委員の皆様には、会議の円滑な進行にご協力いただき誠にありがとうございました。</p>
司会	<p>議長ありがとうございました。委員のみなさまにおかれましては、本日は大変お忙しい中、ご</p>

	<p>出席いただきありがとうございました。</p>
--	---------------------------

それでは第1回島本町立地適正化計画策定委員会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。